

## 包括外部監査の結果に係る措置通知について

### 1 措置通知があった包括外部監査

平成27年度	「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成28年度	「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」
平成29年度	「生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について」
平成30年度	「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

### 2 いわき市長から措置通知があった日

令和元年8月22日

### 3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部介護保険課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(93 頁)</p> <p>高齢者住宅リフォーム給付事業について (事後調査の実施について)</p> <p>現在、助成後の事後調査は行われていない。 1 件当たりの助成金額が比較的高額となることから、施工後の一定時期に利用者の状況を調査することにより、助成した住宅改造工事が高齢者等の住宅生活を支援するものとして適切であったかについて評価を行い、事業の有効性を評価することが必要であると思料される。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>制度設計の段階で、事後調査を制度に盛り込んでいなかったことによります。 (なお、工事後の完了検査につきましては、現行の制度においても外部委託により実施しております。)</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>本事業は、対象高齢者の自立の促進と介護者の負担軽減を目的として実施しており、高齢者が引き続き住宅で生活していくことが求められています。この考え方からすれば、現にリフォームが完了した住宅で生活する高齢者が、自立した日常生活を継続的に営めていけるかを客観的に評価することは、より適正な事業運営に資するものと考えられます。</p> <p>そのため、給付申請があったときは、事前に建築職種・医療職種・福祉職種で構成されたリフォームヘルパーによる現地調査を行い、当該工事が高齢者等の生活を支援するものとして客観的に適切かつ有効であるかの確認を十分にした上、給付の可否を決定しております。</p> <p>また、工事完了後についても建築士による工事完了検査を実施しており、申請内容に適したリフォームが実施されたかのチェックをしております。</p> <p>このようなことから、現行の事務処理の中で、当該事業の有効性は確保されていると認識しているため、現行の事務処理を継続して参り</p>

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
	たいと考えております。

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部介護保険課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(114 頁)</p> <p>介護給付の適正化について</p> <p>厚生労働省のケアマネジメント等の適切化の目標の一つとして、住宅改修・福祉用具実態調査、すなわち住宅改修の事前訪問調査や事後確認等の推進を図ることが挙げられているが、現在人員不足により実施されていない。</p> <p>一般の高齢者等住宅リフォーム事業等と連携を取りながら実施することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>住宅改修の申請件数は、平成 28 年度の実績で年間 1,512 件、月平均 126 件と非常に多く、担当職員による事前訪問調査や事後確認の実施は困難であるためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>作業療法士等の資格を有する者の雇用や、高齢者等住宅リフォーム事業において事前調査や事後確認を実施している建築士等への委託も検討しましたが、1 件あたりの助成金額が比較的安価であることなどから、費用対効果の面からも適切ではないと判断したところです。</p> <p>また、当該事業においては、原則として事前申請時に工事着工前の現場写真に加え、ケアマネジャーや作業療法士等が作成した住宅改修理由書等を確認するとともに、事後申請時には工事後の現場写真の確認を行っており、住宅改修にかかる給付の適正化は一定程度図られているものと考えております。</p> <p>さらには、当該制度においては、利用者の生活における利便性や安全性の確保を考慮し、迅速な審査決定による住宅改修の円滑な実施を目指している側面も無視できないものと考えております。</p> <p>これらのことを総合的に勘案し、現行の事務処理を継続して参りたいと考えております。</p>